

# 関西四大学大学院単位互換履修生について

本学は、関西学院大学、同志社大学、立命館大学との間で「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定」を締結しています。この協定により、単位互換履修生の相互受け入れを行い、各大学大学院での授業科目の履修および単位の修得を認めています。研究上の必要により、各大学大学院の授業科目の履修を希望する方は、指導教員の許可を得た上で、教務センター教職支援チーム、総合情報学部オフィス、ミュージズオフィスまたは堺キャンパス事務室で所定の手続を行ってください。

## 履修科目の取扱い

各大学大学院で履修する授業科目は、追加科目として取扱います。追加科目の単位は、修了所要単位には含まず、当該年度の履修制限単位にも含みません。ただし、指導教員の承認を得た上で、追加科目の単位を修了所要単位に充当する場合は、当該年度の履修制限単位に含みます。本学大学院と各大学大学院で履修する科目の単位の合計が、制限単位を超過しないように注意してください。

なお、修了所要単位への充当の要否については、願書の備考欄で選択してください。

## 願書受付

インフォメーションシステムでお知らせします。

※春学期、秋学期、集中および通年の全ての科目について受け付けます。

※秋学期に再募集はしません。

※既修得科目の再履修はできません。(同じ科目名称で担任者が違う場合であっても、再履修はできません。)

## 提出書類

(1) 関西四大学大学院単位互換履修生願書

(教務センター、総合情報学部オフィス、ミュージズオフィス、堺キャンパス事務室で配付)

(2) 写真 2枚(内1枚は願書に貼り付け)縦3cm×横2.4cm(カラー)

## 出願に際しての留意事項

(1) 指導教員と相談し、了解を得なければなりません。

(2) 出願に先がけて、指導教員から履修を希望する他大学大学院の授業科目担当教員に連絡をとり、予め了解を得てください。また、念のため受講者本人も最初の授業に出席し、直接授業科目担当教員の了解を得てください。

(3) 授業科目担当教員の了解を得た場合でも、出願先の大学院の事情により、受講が許可されない場合があります。

(4) 願書は、履修を希望する授業科目を開講する大学院ごとに必要ですので、上記の提出書類をそれぞれ作成してください。

## シラバス(講義要項)、時間割等の閲覧

各大学大学院のシラバス、時間割等は3月末に届きます。閲覧場所は教務センター、総合情報学部オフィス、ミュージズオフィスまたは堺キャンパス事務室です。

## 履修許可発表

5月中旬に各大学大学院から履修許可者の報告があります。

## 許可者発表までの受講

履修許可発表までの間は、出願した授業科目を仮受講してください。

初回の授業日や教室は、あらかじめ各大学大学院の時間割等で確認してください。

※ 出願にあたっては『関西四大学大学院単位互換履修生 出願要項』を熟読の上、手続をしてください。出願要項は、インフォメーションシステムでお知らせします。